

# 警視庁装備開発運用センター運営規程

平成 8 年 9 月 2 日

訓令甲第 18 号

## (目的)

**第 1 条** この規程は、警視庁装備開発運用センター(以下「装備開発運用センター」という。)の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (準拠)

**第 2 条** 装備開発運用センターの運営については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

## (警察装備資器材)

**第 3 条** この規程において、警察装備資器材(以下「装備資器材」という。)とは、[警察法](#)(昭和 29 年法律第 162 号)第 2 条第 1 項に掲げる職務を行うに当たり、その執行を直接的に支援するための物品(当該物品の制御等に必要なソフトウェアを含み、通信器材を除く。)をいう。

## (任務)

**第 4 条** 装備開発運用センターは、装備資器材の総合的な充実・発展を図るため、調査・研究を行い、装備資器材の開発及び改良(以下「開発等」という。)並びに効果的運用に当たるとともに、職員に対し、装備資器材に係る知識・技能及び運用技術について指導教養を行うことを任務とする。

## (所長の責務)

**第 5 条** 装備開発運用センターの所長(以下「所長」という。)は、装備課長の指揮を受け、装備開発運用センターの事務を掌理し、その適正な運営に努めるものとする。

- 所長は、開発等に係る関係部署と連絡を緊密にし、各部署で推進する開発等の計画、内容等を常に把握しておくものとする。
- 所長は、各部署における運用状況を把握し、効果的な運用が図れるよう必要な

措置を講ずるものとする。

**(開発等の調整)**

**第6条** 開発等に関する必要な調整は、装備課長が行う。

**(アイデア等の収集)**

**第7条** 所属長は、職員の中から適任者を装備資器材モニターに指定するなど、装備資器材に関するざん新たなアイデア、使用しての意見等の収集のための施策を講ずるものとする。

2 所属長は、収集したアイデア等を装備課長に通知するなどして、装備資器材の総合的な充実・発展に参画するものとする。

**(細部事項)**

**第8条** この規程を運用するために必要な細部事項は、総務部長が定める。

**附 則**

この訓令は、平成8年9月2日から施行する。